

令和8年度 松くい虫被害対策実施方針

1 目的

松くい虫被害対策は、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」（平成13年12月）及び流域区分別に定める「地域森林計画」の松くい虫被害対策の方針に基づき、総合的かつ計画的に実施する。

県は、令和8年度の松くい虫被害対策を円滑に実施するため、市町村と緊密に連携し、関係機関・団体の協力を得て、それぞれの役割分担のもとに、達成すべき目標、重点的実施事項、具体的な実施方法を明らかにした実施方針を定める。

2 目標

- (1) 松くい虫被害の北上を阻止し、被害地域を縮小させる。
- (2) 公益性の高い重要なアカマツ林及びアカマツを重点に守る。

3 重点事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底
- (2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化
- (4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備
- (5) 松くい虫被害防除監視帯（以下「監視帯」という。）による監視の強化
- (6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止
- (7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画
- (8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止
- (9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」の遵守の徹底
- (10) 除伐及び間伐の実施による適正な森林管理の促進
- (11) 被害木の利用促進
- (12) 樹種転換の促進
- (13) 松くい虫被害抵抗性品種の普及
- (14) 有効な防除技術の定着促進
- (15) 被害対策推進のための関係機関との連携強化

4 具体的な実施方法

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底

ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、監視帯の設置及び被害木の発生予察調査・移動監視等により、被害先端地域及び重要松林を中心とした被害木の早期発見を推進する。

イ 県及び市町村は、被害先端地域において被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。

ウ 県及び市町村は、重要松林を松くい虫被害から守るための伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入及び樹種転換を計画的に実施する。

エ 市町村は、薬剤の空中散布及び地上散布を実施する際は、岩手県防除実施基準等に基づき適切に行う。

(2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 被害地域区分に応じた対策の実施

- (ア) 県及び市町村は、別表に示すそれぞれの被害地域について、発生防止目標を達成するため、防除方針等に基づいた被害対策を実施する。
- (イ) 県は、管内の市町村に対し、被害地域に応じた被害対策が的確に実施されるよう支援する。
- (ウ) 県及び市町村は、未被害地域において、松林の健全化と被害の未然防止を図るため、間伐等の計画的な実施と被害木調査の実施に努める。
- (エ) 市町村は、先端地域において、短期間に被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。
- (オ) 市町村は、隣接地域において、被害発生区域の圧縮を図るよう駆除に努めるとともに、被害拡大を防ぐため樹種転換を推進する。
- (カ) 市町村は、高被害地域において、岩手県樹種転換促進指針に基づく樹種転換を積極的に推進する。
- (キ) 市町村は、隣接する市町村と被害状況や駆除方針及び対策事業などを互いに確認し、連携を図りながら広域的な駆除に努める。
- (ク) 市町村は、前年度の被害の発生地点を管内図に図示し、別表に示す対象地域の区分により市町村内を区分し、被害状況の的確な把握を行う。

イ 被害対策の実施効果の把握と改善

- (ア) 被害対策の効果的かつ着実な推進のため、市町村は、被害発生状況、被害区域、高度公益機能森林等の対象森林、監視帯、被害木駆除等防除の実施状況を管内図に表示して被害対策の実施効果を分析し、必要に応じて改善を図る。
- (イ) 県は、上記(ア)の実施について必要な支援を行い、管内関係機関・団体等とともに改善を図る。

(3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化

- ア 広域振興局林務担当部及び農林振興センター（以下「県現地機関」という。）は、管内の関係市町村と連携して被害対策実施方針を定め、関係機関・団体等と一体となって、被害対策の着実な実施を図る。
- イ 市町村は、アカマツ林の所有者等から、被害木の伐倒駆除の承諾を得るとともに、適期に効果的な駆除を行えるよう、防除対策の必要性を説明する。
- ウ 市町村は、発見されている被害木について、徹底した駆除を実施するよう努めるとともに、県現地機関は、市町村が被害木の駆除を確実に実施できるよう支援する。

(4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備

- ア 市町村は、被害が広範にわたる場合や被害量が甚大な場合等には、被害発生地を地区割し、複数の事業体に分割発注するなど、適期に駆除できるように努める。
- イ 県現地機関は、市町村が適期に駆除できるよう支援する。
- ウ 県は、防除事業の適正な執行を図るため、松くい虫に関する研修会及び技術講習会を開催し、技術者等の養成に努める。

(5) 監視帯の設置による監視の強化

- ア 県は、地域の状況に精通した松くい虫等防除監視員を配置し、監視帯内及びその周辺区域における被害の早期発見に努め、被害の空白化を推進する。
- イ 市町村は、監視帯及びその周辺区域の被害を短期間に根絶するよう駆除に努める。
- ウ 県及び市町村は、潜在被害木の発見に有効な「ヤニ打ち調査」を実施し、特定した感染源を徹底駆除（山そうじ）することにより、監視帯の被害の空白化を図る。

エ 県は、必要に応じ監視帯の区域を見直すものとする。

(6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止

ア 被害先端地域から未被害地域への松くい虫被害の飛び込みに迅速に対応するため、隣接する未被害地域の一部を対策対象松林に指定する。

イ 隣接未被害地域については、適期・的確な除伐及び間伐の実施等により健全な松林の造成に努めるとともに、状況に応じ樹種転換を推進する。

(7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画

ア 県及び市町村は、松くい虫被害の危険性と防除方法について、正しい理解が得られるよう広報活動を行う。また、被害の発生状況や防除対策に関する情報を積極的に提供し、森林所有者、地域住民等が防除活動に協力・参加する意識の高揚を図る。

イ 市町村は、被害の監視、連絡、防除を円滑に行えるようにするため、集落ごとに地域の状況に詳しい人に「連絡員」等を依頼するとともに、被害の発生、防除に対する関心を高めるため懇談会や研修会を実施する。

(8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止

ア 県は、森林病虫害等防除法に基づく被害木（松くい虫付着丸太）の移動制限（被害木を駆除する目的で被害区域内を移動する場合を除く）及び被害木等駆除に係る命令を県告示により行う。また、関係者への周知、遵守の徹底を図る。

イ 市町村は、被害木の所有者等に対し、被害木を利用する場合には、期限内に薬剤くん蒸や破碎等の適切な処理をしなければ利用できないことを周知し徹底を図る。

ウ 県現地機関は、利用の申し出があった場合、適切な処理を行うよう指導する。

エ 県現地機関は、松くい虫等防除監視員による丸太集積場所等の監視を通年実施し、松くい虫付着丸太の移動に伴う被害の拡大防止を徹底する。

オ 県は、関係機関・団体に対し、アカマツ材が被害木でない場合であっても、被害地域から県北等の未被害地域に持ち込まれることがないよう協力を要請する。

(9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（以下「伐採施業指針」という。）の遵守の徹底

県、市町村、関係機関・団体は、各事業体及び森林所有者に対し伐採施業指針の遵守指導を徹底する。

(10) 除伐及び間伐の的確な実施による適正な森林管理の促進

ア 県及び市町村は、松くい虫被害のまん延を防ぐため、除伐及び間伐を的確に実施し、健全なアカマツ林の造成を促進する。

イ 実施にあたっては、伐採木が感染源とならないよう伐採施業指針を遵守し適正に行うよう指導する。

(11) 被害木の利用の促進

ア 県は、被害木の利用による駆除を促進するため、森林病虫害等防除法に基づく被害木の移動制限に係る命令の対象から、被害木を駆除目的で被害区域内を移動する場合を除くものとする。

イ 森林所有者は、被害木を利用するときは、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」を遵守する。

ウ 県や市町村は、防除事業において、被害木を駆除する場合、「松くい虫被害木等の利用 駆除ガイドライン」に基づく破砕、切削、熱処理による利用駆除を促進する。

(12) 樹種転換の促進

県及び市町村は、被害まん延地域の樹種転換を促進するため、関係機関に適切な助言及び指導を行うとともに、樹種転換の促進に資する措置一般を推進するものとする。

(13) 松くい虫被害抵抗性品種の普及

松くい虫被害に抵抗性の高い品種（アカマツ）の普及を図る。

(14) 有効な防除技術の定着促進

ア 県及び市町村は、被害木の発見に有効な技術の定着を図り、被害拡大の防止、被害地域における被害低減を図る。

イ 被害地域において、県及び市町村は、公益性や景観上重要な松林への被害伝播を防止するため、効果的な予防、駆除技術の適用に努め、重要松林の保全に努める。

(15) 被害防除対策推進のための関係機関との連携強化

ア 県の松くい虫被害対策は、国及び市町村並びに関係機関・団体及び森林所有者との綿密な連携のもとに総合的な防除対策として推進する。

イ 県は、松くい虫対策を円滑に推進するため、県庁内及び県現地機関内に「森林病虫害（松くい虫）被害対策推進協議会」等を設置する。

ウ 被害拡大を防止するため、県は、未被害市町村に対しても被害及び防除対策の実施状況を情報提供するとともに予防対策等の強化を図る。

エ 県、県現地機関及び市町村は、松くい虫防除の実施について、隣接する県、広域振興局及び市町村との連携の強化を図る。

別表

区分	対象地域	発生防止目標	防除方針	重点防除実施方法
未被害地域	被害発生区域の周辺地域	松林の健全化に努め、被害の侵入を未然防止する。	適期に間伐等を実施し、侵入を未然防止する。	・被害先端地域に隣接する場所を中心に被害木調査を実施 ・間伐等の計画的実施
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	短期間に被害の発生を根絶する。	徹底駆除を行い、再発生を阻止する。	・被害木の調査及び駆除 ・潜在被害木調査
隣接地域	先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	被害発生区域を圧縮し、中期的に被害の発生を根絶化する。	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ。	・重要松林及びその周辺松林で被害木及び感染源を重点駆除 ・重要松林の予防 ・樹種転換の推進
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	被害発生区域を圧縮し、中・長期的に恒常的な被害の発生を根絶化する。	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る。	・重要松林及びその周辺松林で被害木及び感染源を重点 ・重要松林の予防 ・樹種転換の推進

